

令和2年第5回（9月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第110号	上越市企業振興条例及び上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正について	産業立地課	1～2
議案第99号	令和2年度上越市一般会計補正予算（第5号）	産業政策課ほか	3～7

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第110号
提 出 課	産業立地課

上越市企業振興条例及び上越市中小企業・ 小規模企業振興基本条例の一部改正について

1 改正理由

中小企業等経営強化法等が一部改正されたことに伴い、それぞれ関係する法律からの引用条項を整備するもの

2 改正内容

- (1) 第1条の規定による上越市企業振興条例の改正内容
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の引用条項を整備する。(第2条関係)
- (2) 第2条の規定による上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の改正内容
中小企業等経営強化法の引用条項を整備する。(第2条関係)

3 施行期日

中小企業の事業継承の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

4 上越市企業振興条例及び上越市中小企業・小規模企業振興基本条例改正案新旧対照表

- (1) 第1条の規定による上越市企業振興条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略 (1)及び(2) 略 (3) 地域未来投資促進法適用工場等 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第6条に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき設置される同法第18条に規定する承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)のための施設をいう。 (4) 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 (1)及び(2) 略 (3) 地域未来投資促進法適用工場等 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第6条に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき設置される同法第17条に規定する承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)のための施設をいう。 (4) 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正
 (下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略 (1)～(8) 略 (9) 経営力向上 中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号) <u>第2条第 1 1 項</u>に規定する経営力向上をいう。 (10) 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 (1)～(8) 略 (9) 経営力向上 中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号) <u>第2条第 1 2 項</u>に規定する経営力向上をいう。 (10) 略</p>

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第99号
提出課	産業政策課

歳出科目 (P30～P31)	5款1項1目	労働諸費
----------------	--------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
勤労者福祉施設管理運営費	19,405	457	19,862

主な補正財源		主な経費	
一般財源	457	補償、補填及び賠償金	457

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、7月から9月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前 (6月補正予算額)	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	1,519	457	1,976
指定管理減収補填金	1,519	457	1,976

○補填対象施設

施設名	指定管理者	補填見込額		計
		4～6月	7～9月	
ワークパル上越	公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター	1,799	457	2,256

※6月補正予算額から補填見込額(4～6月)を差し引きし、不足する280千円については、指定管理者に速やかに補填するため、既決予算からの流用で対応することから、補正後の額と補填見込額の計は一致しない。

○6月補正予算額に対する補填見込額(4～6月)の主な増加要因

- ・休業期間が見込みよりも短縮されたことで、利用料金収入が増加した一方、前倒しでの委託料の支出が多く、支出が見込みより増加したため。

○補填見込額(7～9月)算定における主な考慮事項

- ・利用者は過去3か年平均と比べ40%程度まで回復してきており、8月の予約も堅調である。
- ・国の雇用調整助成金が交付される見込みである。

提出課	産業立地課
-----	-------

歳出科目 (P30~P31)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
設備投資促進事業	326,387	2,574	328,961

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,574	負担金補助及び交付金	2,574

【補正理由】

板倉北部工業団地の分譲に伴い、産業団地等取得補助金を増額するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	305,746	2,574	308,320
企業設置等奨励金	290,524	0	290,524
産業団地等取得補助金	15,222	2,574	17,796

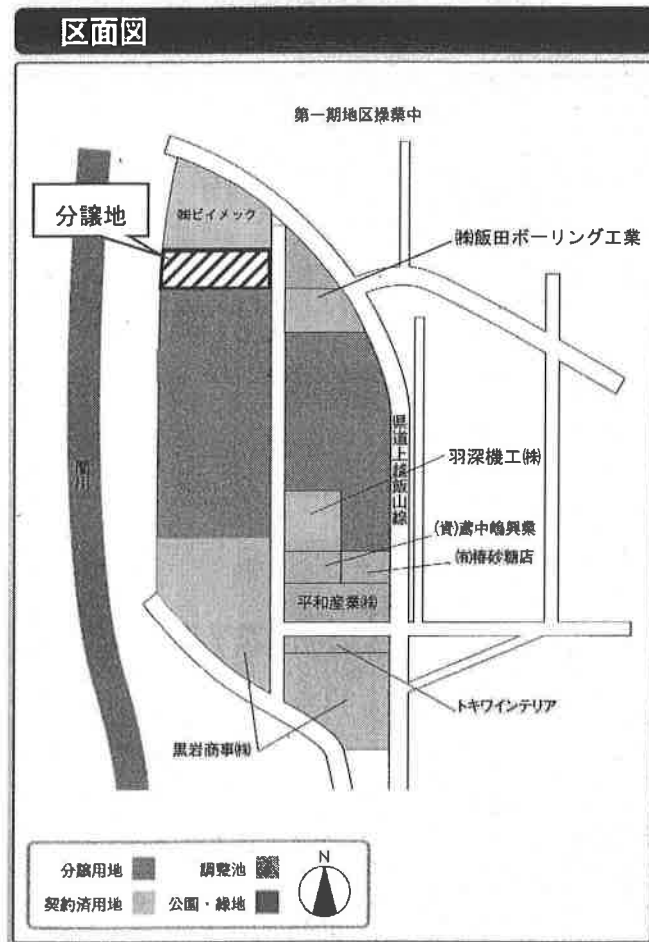
1 補助対象面積 3,300.02 m²

2 補助金交付見込額 2,574千円 (千円未満切捨て)

購入価格の100分の10 (5,000 m²以下の面積)

$3,300.02 \text{ m}^2 \times 7,800 \text{ 円/m}^2 \times 10/100 \doteq 2,574,015 \text{ 円}$

【位置図】 分譲団地名：板倉北部工業団地（上越市板倉区稲増地内）



提出課	施設経営管理室
-----	---------

歳出科目 (P30～P31)	7款1項3目	観光交流費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
観光施設等管理事業	360,186	32,043	392,229

主な補正財源		主な経費	
一般財源	32,043	補償、補填及び賠償金	32,043

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、7月から9月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前 (6月補正予算額)	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	74,014	32,043	106,057
指定管理減収補填金	74,014	32,043	106,057

○補填対象施設

施設名	指定管理者	補填見込額		計
		4～6月	7～9月	
くわどり湯ったり村	リフレ上越山里振興株式会社	1,848	1,731	3,579
ヨーデル金谷	同上	2,372	450	2,822
牧湯の里深山荘	株式会社太平堂	1,629	1,988	3,617
柿崎マリンホテルハマナス	柿崎総合開発株式会社	9,034	3,110	12,144
大潟健康スポーツプラザ鶉の浜人魚館	株式会社大潟地域活性化センター	5,228	2,915	8,143
吉川スカイトピア遊ランド	株式会社みなもとの郷	2,186	1,517	3,703
吉川ゆったりの郷	株式会社ゆったりの郷	5,812	7,015	12,827
板倉保養センター	黒倉ふるさと振興株式会社	5,637	2,839	8,476
ゑしんの里記念館	一般財団法人ゑしんの里観光公社	-	551	551
三和ネイチャーリングホテル米本陣	三和振興株式会社	11,154	5,768	16,922
うみてらす名立	株式会社ゆめ企画名立	21,675	11,598	33,273
計		66,575	39,482	106,057

○6月補正予算額に対する補填見込額（4～6月）の主な増減要因

（増加した要因）

- ・職員への休業手当や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費用などで、見込みより休業期間の経費が増加したため。

（減少した要因）

- ・雇用調整助成金や持続化給付金等の助成金が交付されたため。
- ・営業時間の短縮や施設機能の一部休止などにより、経費を節減したため。

○補填見込額（7～9月）算定における主な考慮事項

- ・7月中旬頃までは一時的に利用者の回復傾向が見られたものの、新型コロナウイルス感染症の広がりにより、再び施設利用が大幅に減少しており、予約についてもキャンセルが相次ぎ厳しい経営環境である。
- ・指定管理者による営業時間の短縮などの経費節減の取組に加え、国等の助成金が交付される見込みである。